

2025 年 3 月

常勤(フルタイム)以外の専攻医における研修の扱いについて

日本周産期・新生児医学会
専門医認定委員会

当学会の専門医制度（旧制度）は元々「常勤（フルタイム）」の勤務形態を想定して作成されたもので、これまで常勤(フルタイム)以外の方々には、個別に事務局へご相談いただき、専門医認定委員会(以下、当委員会)で研修の可否を判断する、という方法により運用してまいりました。

これは「専攻医や指導医からの自発的な相談」かつ「個別対応」という例外的対応で、規定にも記載はありません。

働き方の多様性が生じている昨今、かつてのような「1 日 8 時間×週 5 日」とは異なる勤務形態で診療・研修に従事している専攻医も増えており、週あたりの勤務時間によっては 3 年間の研修では専門医試験に臨むことが困難ではないか、「専攻医や指導医からの自発的な相談」かつ「個別対応」では委員会での対応や判断が追いつかないのではないかと、との懸念から、当委員会で判断基準を設け、2024 年 12 月に「常勤以外の勤務形態承認申請書（以下、申請書）」の運用をみなさまにご案内させていただきました。

しかし、この申請書を 1 か月強運用した結果、当委員会の想定以上に多様な働き方があることや、病院ごと・専攻医ごとにその働き方を選択するに至ったさまざまな事情があることが明らかとなりました。多くの方から申請書をご提出いただきましたが、勤務時間だけを基準に専門医研修としてふさわしい診療・研修内容であるかどうか判定することは困難であり、また、これまで以上に「個別対応」が増加する結果となりました。

つきましては、「常勤以外の勤務形態承認申請書」の運用を中止いたします。自身の所属する認定施設の指導医の許可があれば、勤務形態にかかわらず、研修期間として承認することといたします。

すでに申請書をご提出いただいたみなさまには、ご準備やご提出のお手数をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。当委員会より「非承認」として回答した方々も、今回ご申請いただいた勤務期間は研修期間として再承認いたしますので、引き続き研修をご継続くださいますようお願いいたします。該当される方々におかれましては、順次事務局より研修記録の修正をご連絡しますので、お待ちください。

また、今回の申請書の運用開始前に、ご自身の勤務形態について自発的にご相談いただき、個別対応させていただいた専攻医のみなさまにつきましても、研修記録の修正を承ります。事務局でのご相談の内容や記録を遡るのに限度があるため、大変恐れ入りますが、個別にメールにてお申し出いただきますようお願い申し上げます。

※研修記録の修正により、受験可能年度が早まる可能性があります。問い合わせが殺到した場合には順次ご対応となるため、お返事までお時間頂戴いたしますが、2025 年度の受験をお考えのみなさまにつきましては、お早目のお問い合わせをお願いします。

今後、旧制度が終了する 2029 年度までは、下記に沿って研修に必要な申請を漏れなく行ってください。専門医制度(旧制度)に関わるみなさまへの周知とルールの一般化を目的とし、委員会で明文化しましたので、ご案内します。

＜研修日数についての基本的な考え方＞

常勤（フルタイム）以外の勤務形態であるときは、自身の所属する認定施設の指導医に必ず研修の許可を得ること（指導医の許可があれば、勤務時間は週〇時間以上、等の制限はない）

＜研修の休止届が必要＞

- ・ 認定施設外への異動時
- ・ 病気療養、介護、産休・育休など、病院に休みの許可を得る必要のある休職期間※1
- ・ 国外、国内留学期間※2
- ・ 一部の大学院進学期間※3

※1 については最大 1 年間を研修期間として認める申請書が HP に掲載されています。「申請書類のダウンロード（旧制度）」→「研修に必要な書類」→「7. 病気療養、介護、産休・育休を研修期間として申請する時」

※2 については最大 1 年間を研修期間として認める申請書が HP に掲載されています。「申請書類のダウンロード（旧制度）」→「研修に必要な書類」→「6. 留学を研修期間として申請する時」

※3 については別途資料で説明がございますので、そちらをご確認ください